香芝市長 福岡 憲宏様

> 日本共産党香芝市委員会 青木つね子 中井 政友

# 2021年度(令和3年度)予算編成にあたっての申し入れ

日頃は、香芝市政発展にご尽力いただき敬意を表します。香芝市では来年度の予算編成に着手されていますが、コロナ禍にあり感染に対する不安とともに市民生活は様々な部面で困難が増しています。

このような中、市民のいのち、暮らしを守り、地域の経済を活性化させる上から、市民生活に関することや災害に強い安全安心のまちづくりなどについて下記のとおり要望書を提出します。回答は文書にてお願いします。

記

第1、コロナ禍と不況のもと、いのちと暮らしをまもり、市民生活の安定をはかることを求めます。

(市民生活に関すること)

1. 市民税の延滞金にも免除制度をつくること。また滞納税、滞納債権については一方的な徴収強化でなくきめ細やかな対応をすること。

(保育・学童保育)

- 2. どの子どもも命と安全が守られ、健やかに成長・発達する権利が等しく保障されるよう、国に対して関連予算の大幅増額を求めること。また、市の保育関連予算を増やすこと。
- 3. 児童福祉法第24条1項に基づく市町村の保育実施責任を基本に保育すること。また、香芝市として、どの子どもも命と安全が守られ、健やかに成長・発達が保障でき、展望のもてる保育ビジョンを策定すること。
- 4. 公立保育所・幼稚園・認定こども園の正規の保育士・幼稚園教諭を計画的に増員すること。また、公 私間格差是正の措置を維持・拡充すること。
- 5. 保育所給食は今後も民間委託をおこなわないこと。また、給食の内容を安全なものにし、地産地消に努めること。給食費の無償化をすすめること。
- 6. 公立保育所および認定こども園の民営化はやめ、公的責任を果たすこと。
- 7. 学童保育の指導員は、正規職員とすること。少なくとも会計年度任用職員の指導員を計画的に増員すること。また指導員の研修を充実させるとともに、賃金アップ、退職金制度など、待遇の改善をおこなうこと。
- 8. 学童保育の児童の安全対策をいっそう強めること。
- 9. 学童保育の警報時・緊急時に、保護者、市教委、児童福祉課、指定管理者が連携して緊急の対応がはかれるよう体制の整備をすすめること。
- 10. 子どもの貧困化など実態調査を行い、子どもの貧困の克服のための施策を講じること。
- 11. すべての幼稚園で3年保育および預かり保育を実施すること。
- 12. 「幼児教育・保育の無償化」に関して
  - ① 子どもの命と安全、保育の質を確保するために、指導監督基準に基づき認可外保育施設への指導・援助をおこなうこと。
  - ② ファミリー・サポート・センター事業において、見直しも含めて充実・改善をすすめる。

(障がい者・児対策)

13. 障がい者が65歳になると介護保険が優先されます。その結果、障害福祉サービスが大幅に少なくなり、生活に支障をきたす状況があります。65歳になっても障害福祉サービスが継続できるようにすること。

- 14. 市独自に障害者自立支援制度の自己負担軽減策を図ること。また、施設への支援も行うこと。
- 15. リフト付きタクシーを市の施策としてふやすとともに、バスについては道路の整備をおこない低床 バスの導入など、路線を増やすこと。また、福祉タクシーの対象者を3級療養手帳Bまで広げ精神 障害者も対象とすること。
- 16. 特別支援養護学校における「中等部以上の放課後、長期休業」時の子どもの居場所を確保すること。 また、県にも求めること。

### (高齢者対策)

- 17. 高齢者に対する補聴器購入助成制度を創設すること。
- 18. 待機者が増えている特別養護老人ホーム等、入所施設の基盤整備を早急にはかること。また、待機者解消計画を作成し、公表して早急な改善をすすめること。
- 19. 高齢者の最後のとりで「養護老人ホーム」について、その役割・存在等市民及び関係団体に周知し充実のために支援策を講じること。
- 20. 在宅老人緊急通報システムの負担はすべて無料にすること。
- 21. 後期高齢者医療制度の、保険料を引き上げないよう広域連合に申し入れるなどの対応をすること。 短期保険証は発行しないこと。
- 22. 孤独死対策を講じること。

#### (介護保険制度)

- 23. 介護保険制度について利用料の引き上げを中止すること。国が進める介護報酬の引き下げに反対し、介護施設と介護職員の確保に取り組むこと。
- 24. 要介護3以上でないと特別養護老人ホームに入所できない現在の制度の見直しを国に求めること。
- 25. 介護保険非該当者への家事援助サービスは通院の付添い(待ち時間も含め)なども含め、実態に即して運用させること。
- 26. 自己負担の引き上げや介護サービスの切り下げについて国に対し反対の意見を述べること。
- 27. 高額となっている介護保険料について、基金の活用や段階区分を増やすなど保険料の負担軽減をはかること。

## (生活保護制度)

- 28. 以下のことを国に対し是正を要望すること
  - ① 生活保護制度について、これ以上の保護基準の引き下げは撤回し、憲法 25 条に基づいて健康で 文化的な生活を営む権利を保障するために、一般社会情勢をふまえた水準に引き上げることを 国に求めること。
  - ② 夏季加算 (クーラー電気代等) の早期創設を求め、冬期加算とともに金額も実情にみあった支給額にすること。
  - ③ 70歳を迎えたら、生活扶助基準を引き下げるという制度は、是正すること。
  - ④ 老齢加算を復活すること。
  - ⑤ 制度利用者の尊厳を守り、医療券方式を改め、医療証の発行をおこなうこと。
  - ⑥ 入院中の生活扶助費の減額はやめること

#### 29. 香芝市においては、

- ① 生活保護法に基づき申請は申請の意思がある場合、無条件に受け付け、法に従って14日以内に決定すること。
- ② 通院に必要な医療移送費は無条件に支払うこと。また医療移送費の説明については、説明パンフレットなどで告知することはもとより、繰り返し保護制度利用者に周知をはかること。
- ③ 正規常勤ケースワーカーを計画的に増員し、国が示す「標準数」(80世帯につき1人の正規常勤ワーカー配置)を早期に達成すること。また、すべてのケースワーカーが社会福祉主事資格を所持すること。また、生活保護制度について、学習や研修の機会を設けて、ケースワークに対応できるようにすること。
- ④ 夏期見舞金・冬期見舞金を復活させること。
- ⑤ 葬儀費用等については、実情にみあった助成をおこなうこと。
- (6) 国の生活保護基準の引き下げによる影響を他の制度に連動させないこと。
- ⑦ 扶養義務調査を保護の要件としないこと。
- ⑧ 民営化に道を開く県水道の一本化は香芝市民に何ら利益はなく、災害時など緊急対応に不安を 残すだけであり、反対の表明を行うこと。

30. 住宅扶助の変更については実態に即して対応すること。

#### (保健・医療対策)

- 31. 子ども医療費助成制度の対象年齢を高校卒業まで拡充し、子ども医療費助成制度において対象者すべての現物給付化に向け、県及び県下市町村に働きかけること。
- 32. 現物給付を実施する自治体に対して国民健康保険療養給付費等国庫負担金を減額するペナルティの廃止については年齢制限を行わないよう、引き続き強く国に求めること。
- 33. 福祉医療制度の一部負担金について撤廃を県に求めるとともに、市独自にも撤廃すること。 (国民健康保険制度)
- 34. 高すぎる国民健康保険料を引き下げるとともに、せめて子どもの均等割りは早急になくすこと。
- 35. 保険料の減免制度については周知を図り、内容も充実させること。
- 36. 保険証は、加入者全世帯に無条件で交付すること。
- 37. 国民健康保険制度について、「国庫負担金」の引き上げを求めること。
- 38. 特定健康診査の検査項目の拡充など制度の改善を行なうこと。
- 39. 国保法44条に基づく窓口一部負担金免除の制度の要綱については、内容を拡充し、少なくとも生活保護基準の 1.5倍程度の収入の世帯に適用すること。
- 40. 奈良県国民健康保険運営方針の中間見直しにおける、徴収強化など国保制度の改悪には反対すること。

### (ひとり親家庭対策)

- 41. 小学校、中学校、高校進学時に香芝市独自の入学支援金制度を創設するなど、どの子もお金の心配なく学ぶ権利を保障すること。
- 42. 児童扶養手当を減額することなく、二人目からの児童扶養手当も一人目と同様に支給すること。
- 43. 支給決定するときに、前年の収入が基準となっているが、収入の激減など実態に即した対応をすること。

# (平和行政)

- 44. 非核平和都市宣言を行っている本市として国連で採択された核兵器禁止条約を批准するよう国に働きかけるとともに、核兵器禁止条約の意義を市民に広く広報すること。
- 45. 自衛隊の来校、PR グッズの学校への持ち込み、子どもへの配布について心配、危惧する保護者や市民の声を学校や自衛隊に伝えること。また今後、行なわないこと。
- 46. 市民協同課で行っている自衛隊への募集対象年齢の名簿の提供・閲覧は、行わないこと。
- 47. 平和のための香芝市戦争展に対する後援を継続すること。
- 48. どんづる峯を戦争遺跡として保存し、その活用を検討すること。

### (雇用・中小業者支援)

- 49. 市職員自ら中小業者の実態調査(訪問やアンケート・聞き取り調査)を行なうこと。中小企業への融資制度を拡充すること。
- 50. 市独自で青年雇用対策を講じること。ブラックバイト対策を強めること。ブラック企業調査を市独自にも行なうこと。
- 51. 住宅リフォーム助成制度を実施すること。リフォーム改修の対象を商店(店舗)にも拡大すること。
- 52. 中小企業振興条例を早期に制定すること。

第2、市の街づくり計画を見直し、住民主体の街づくり計画で自然と歴史的景観を守り、環境と人にやさしい文化の香り高い香芝市を築くことを求めます。

#### (街づくり)

- 53. JR香芝駅のバリアフリー化をすすめること。
- 54. 「買い物弱者」支援を抜本的に強めること。
- 55. 郊外住宅地の人口流出に歯止めをかけ、持続可能な街づくりをすすめるため、就業(雇用)、教育や 子育て支援、医療や介護・福祉、買い物支援、住宅など、総合的な施策をすすめる部署を設置して推 進すること。

# (自然環境・農業問題)

56. 直売所の設置や農産物価格保障制度創設をはじめ、市独自の農業振興を抜本的に強化すること。地

産地消をいっそう推進すること。また、耕作放棄地の活用をすすめること。

- 57. 鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。市が策定した防除計画に基づき、計画的な捕獲、被害予防など組織的に対策をすすめること。そのためにも、農政土木課など関係職員を増員すること。
- 58. 地域農業を守るため種苗法に反対の表明をおこなうこと。
- 59. ナラ枯れ対策を抜本的に強化すること。
- 60. すべてのウンカ被害農家に対して、香芝市独自の支援策を講じること。

(道路•交通)

- 61. 生活道路を全面的に点検し、歩行者、車イスの通行困難場所の具体的整備を急ぐこと。
- 62. 道路の維持補修費を増額するとともに、担当職員も増やして改修要望にすべて対応できるようにすること。
- 63. 点字ブロックの整備を推進すること。
- 64. コミュニティーバスの便数を増やすとともに、バス利用者の要望をよく聞き、バス停へのベンチの 設置等の改善を行なうこと。
- 65. 高齢者や障がい者など、暮らしの足を確保するためのデマンド交通施策を地域公共交通機関と検討し、進めること。

(河川・公園)

66. 地域の公園の草刈や遊具の安全点検・整備をすすめること。

(公共施設)

- 67. モナミホールの建設について、市民参加の委員会を設置すること。
- 68. 幼稚園や保育所、学童保育、子育て支援施設、デイサービス、ふれあい会館など、基本的な公共施設を小学校区内に整備すること。

(住 宅)

- 69. 空家対策の充実をはかること。
- 70. ひとり親家庭や障がい者・高齢者、ホームレスなど、生活に困窮する人に住宅を確保すること。
- 71. 災害などで緊急に一時避難を要する場合などについて、住宅を確保すること。

(消防・防災問題)

- 72. 消防関係予算を増額し、消防力整備指針にもとづき人と整備の両面で消防力を強化すること。耐震力のある地下貯水槽の設置、飲料水の確保、水道管の耐震化、防災無線の強化など即応対策を一層促進させること。
- 73. 防災倉庫の食料品等の備蓄物資を拡充すること。また、避難指示等の緊急情報の発信を改善すること。
- 74. 危機管理課の体制強化をはかること。災害時の対応における非正規職員の役割を明確にすること。 災害対応の面でも正規職員の増員を図ること。
- 75. 大きな地震だけでなく局地的な大雨も想定した、人員や体制、装備などの防災対策を強化すること。 またすべての橋梁の安全点検と計画的な維持補修を行うこと。
- 76. 市民の協力をえて、井戸水の活用をはかること。
- 77. 避難所における三密を避ける対策や感染症防止の対策を拡充すること。

(ごみ問題)

- 78. 市民の負担増となる家庭ごみの有料化は行わないこと。
- 79. 高齢者世帯、障がい者世帯など、ごみ出しが困難な世帯への個別収集を含め、ごみ出し困難者への対策を充実すること。
- 80. 焼却中心のごみ処理ではなく、排出されたごみ(事業系・一般家庭系)を資源に活用する循環型に転換していくために計画的に取り組んでいくこと。
- 第3、子どもの権利条約の理念を生かし、教育予算増で、豊かな個性、確かな学力、健康な身体をつくる教育の実現を求めます。
- 81. 教育予算を増額すること。
- 82. 少人数学級の実現について
  - ① 国に対して、すべての子どもが安心して豊かに学べる環境をつくるため、小・中・高のすべての

学校・学年で20人程度の学級編成ができるよう、学級定数の改善を求めること。

- ② 市独自の少人数学級編制を実施し、小・中すべての学年で、よりよい少人数での学級編制が可能となるよう、教職員を増員すること。
- ③ 感染症の収束がみえないなか、教室が「密」にならないことが求められており、空き教室の活用等で一教室あたりの子どもの数を減らすこと。
- 83. GIGA スクール構想、オンライン授業、教育 ICT 化について
  - ① タブレット使用による子どものネット依存症や目などへの健康被害(とりわけ小学校低中学年) の危険性、授業の画一化や学びが変質することへの懸念、教員の役割の変質や主体性の後退へ の強い危惧、子どもの学習履歴の蓄積・管理とその扱いの不安、個人情報が権力側の支配の道具 につかわれないか、公教育の個人情報の民間企業への提供や公教育への民間企業の介入はどこまで認められるべきかとなど、「オンライン授業」の危険性やデメリットについて、市教育委員 会の認識を明らかにすること。
  - ② 教育 ICT 化について、メリット面だけでなく、デメリットや危険性も含めて、学校現場において論議を活発に行うこと。その際、各学校や教員の主体性を尊重すること。タブレット活用が目的化し、活用ありきで突っ走る強権的なやり方はあらためること。
- 84. 学校統廃合計画(長寿命化計画)について
  - ① 教職員定数等が改善され、国の制度として学級編制の上限が30人以下などの「少人数学級」になれば、小学校で12~18学級、中学校で9~18学級を望ましいとする、いまの香芝市の「学校規模適正化」の基準自体の見直しが必要になる。その認識を明確に示すとともに、見直しに着手すること。
  - ② 災害から地域住民の命や安全を守る点からも同計画は見直し、徒歩圏で通える、地域の生活圏にある学校は存続させること。
- 85. 「1年単位の変形労働時間制」を教育現場に導入しないこと。
- 86. 憲法改悪に反対し、違憲立法である安保法制(戦争法)、特定秘密保護法の撤廃を国に求めるとともに、憲法で保障された「内心の自由」を保障し、学校現場への日の丸、君が代の押し付けをやめること。
- 87. どんずる峯の遺跡を平和教育として活用すること。
- 88. 教職員の多忙化を解決し、授業準備や子どもと向き合うことに力が注げるように、不要不急の仕事や施策を思い切って省き、減らすこと。
- 89. 「小中一貫教育」について、現場の意見を尊重すること。充分な検証を行なうこと。
- 90. LGBT、性的マイノリティーに関する理解を広げる取り組みをすすめ、児童・生徒が相談しやすい環境を整えること。
- 91. 教職員の人事評価システムは中止すること。
- 92. スクールサポート事業は引き続き行うこと。
- 93. 特別支援教育は、正規教員の拡充を県に求めると同時に、現場の実態にみあうように、支援員を抜本的に増員・拡充すること。「通級指導教室」をせめて中学校区ごとに設置し、送迎の保護者負担を軽減するよう取り組むこと。
- 94. 特別支援教育に熱意をもち、専門性のある教員が安定的に教育にあたれるように異動のしくみ等を 改善するとともに、自主的な研修を保障すること。
- 95. 就学援助制度、特別支援教育就学奨励事業の支給基準の引き上げや支給項目の拡大を行い、利用しやすい制度に改善すること。そのためにも、国の財政負担を抜本的に引き上げるよう、国に強く働きかけること。
- 96. 学校園の避難所・防災拠点としての機能を急いで充実させること。体育館については早急にエアコンを設置すること。また、学校・幼稚園の施設整備について危険箇所を早急に改善すること。
- 97. 学校給食の無償化をめざし、踏み出すこと。せめて、第2子は半減、第3子以降は無料化にすること。
- 98. 学校給食調理員の民間委託はやめること。中学校給食は、生徒の意見を反映し「給食センター」を改善すること。
- 99. 栄養職員(栄養教諭)の増員を市独自も含め実施すること。
- 100. 学校図書館の蔵書予算を増やすとともに、各校に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。
- 101. 公民館を無料にし、社会教育施設として充実させること。少なくとも減免の対象を拡充すること。

部屋の予約について、利便性向上を図るために、予約可能日を早めることも含め、利用者の声をよく聞き改善すること。

第4、不正・腐敗・暴力を一掃し、市民が真に主人公となる清潔・公正で、無駄のない市政、市民参加の市政を求めます

- 102. 特定ごみ収集業者への官製談合問題について、その原因解明と再発防止に向け、市民参加による調査委員会を設置し、市への信頼回復に努めること。また、これを機会に民間委託でなく、市のごみ収集比率を上げること。
- 103. 定員適正化計画によるこれ以上の正規職員の削減は見直すとともに、公務員の成績主義評価導入をやめ、職員のやる気をひき出し、住民に役に立つ市役所とするために一層努力すること。
- 104. パワハラ・セクハラ等を一掃するとともに、あらゆる機会において啓蒙活動に努めること。

以上